

○長門市広告掲載要綱

(平成 20 年 7 月 1 日告示第 85 号)

改正 平成 25 年 5 月 1 日告示第 69 号 令和 3 年 3 月 31 日告示第 55 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること(以下「広告掲載」という。)で、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告掲載の媒体)

第 2 条 広告掲載の対象となる広告媒体は、次に掲げる市の資産のうち、市長が広告媒体として活用することを決定したものとする。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市の WEB ページ
- (3) 市の財産
- (4) その他広告媒体として活用できると認められるもの

(広告掲載の範囲)

第 3 条 広告媒体に掲載できる民間企業等の広告は、市民生活に関連したもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告的なもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 市税等(法人にあっては法人に係る市税等、個人事業主にあっては個人に係る市税等をいう。)の滞納がある者に係るもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準(以下「広告掲載基準」という。)は、別に定める。

(広告掲載の申込及び承認)

第4条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、広告掲載申込書に広告の原稿ほか必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出に当たって、必要に応じて業務内容等がわかるものの提出を求めることができる。

3 市長は、前項の申込書を受け取ったときは、広告掲載の可否を決定し、掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載承認の取消し)

第5条 市長は、広告掲載承認後、次に該当する場合は、承認を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が第3条第1項又は第2項の広告掲載基準に該当することが判明した場合

(2) 掲載料を期限までに納付しない場合

(3) 広告掲載に支障があると認めた場合

2 市長は、前項の規定により広告掲載の承認を取り消した場合は、広告掲載を承認した掲載希望者(以下「広告主」という。)にその旨を通知するものとする。

(広告掲載の位置及び掲載料)

第6条 広告掲載の位置は、市の資産の目的を妨げない位置とする。

2 広告掲載料は、広告の作成経費、広告を掲載する市の資産等の種類、広告の掲載位置、広告掲載の期間、広告の規格、広告の効果及び類似広告の市場価格等を勘案し、別に定める。

(広告募集方法)

第7条 広告掲載の募集は、原則として公募により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 公募による応募者の数が募集の数に満たない場合

(2) 広告代理業を営むものをして募集させる場合

(広告掲載承認順序)

第8条 同一の広告媒体について掲載希望者が複数ある場合の掲載承認する広告の順位は、次に掲げる順序とする。この場合において、同一順序の掲載希望者が複数あるときは、抽選により決定する。

(1) 市内に事業所等を有するものに係る広告

(2) 市外に事業所等を有するものに係る広告

(広告掲載料の納付及び経費の負担)

第 9 条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納入するものとする。

2 広告掲載の申込みに係る費用及び広告原稿の作成費用は、掲載希望者の負担とする。

(広告掲載料の還付等)

第 10 条 市長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、既納の広告掲載料を還付するものとする。

2 市長は、広告主の責めに帰すべき理由により、当該広告が掲載できなくなったときは、既納の広告掲載料を還付しないものとする。

3 広告主は、広告掲載後において、その責めに帰すべき理由により市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(業務の委託)

第 11 条 市長は、第 4 条から前条までに規定する業務を広告代理店等に委託することができる。

2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項は、別に定める。

(物品の受入れ)

第 12 条 市長は、第 4 条から前条までの規定にかかわらず、広告代理店等が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れる方法による広告掲載を実施することができる。

2 前項の規定による物品の受入れについては、市長がその可否を決定するものとする。

(広告内容の責任)

第 13 条 掲載する広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告事業実施の周知)

第 14 条 市長は、第 2 条に規定する広告媒体で、初めて広告を掲載する場合は、あらかじめ市広報紙により市民等に周知するものとする。

(審査会)

第 15 条 掲載する広告の可否を審査するため、長門市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会の委員長は企画総務部長をもって充て、委員は企画政策課長、総務課長及び監理管財課長をもって充てる。
- 3 委員長は、審査する内容に関連する所管の部長及び課長を臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代行する。

(会議)

第 16 条 審査会の会議は、広告内容等広告掲載に関し疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務等)

第 17 条 審査会の庶務及びこの告示に規定する広告事業に関する総合調整は、監理管財課において処理する。

(その他)

第 18 条 この告示に定めるもののほか広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 1 日告示第 69 号)

この告示は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日告示第 55 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。